

ここがヘンだよ！『マンガ嫌韓流』！

参考文献：

- ① 朴一・太田修など『「マンガ嫌韓流」のここがデタラメ』（コモンズ 2006年）
- ② 水野直樹・藤永壮・駒込武編『日本の植民地支配』（岩波ブックレット 2001年）

【戦後補償問題をめぐって】

①日本は「個人補償」を主張したのか？

- ・「未払い金」「個人補償」「財産請求権」（法的根拠・事実関係が立証できるもの）。

②日本政府は韓国政府に「莫大な経済協力金を支払った」のか？

- ・五億ドル、2億ドル、3億ドル。
- ・フィリピン（5・5億ドル）／インドネシア（約4億ドル）／ミャンマー（3・9億ドル）。
- ・「日本国民」への戦争犠牲者援護費の支出累計が約35兆円。
- ・対日民間請求権申告法（3億ドルの5・4％）。
- ・在日朝鮮人、援護立法の国籍条項。

③「過去の清算」は「財産請求権協定」で終わったのか？

- 《「補償問題」は日韓の「国交が結ばれたときに全て終わった」》
- ・「経済協力金」「償い」
- ・「財産請求権」＝「保障」？

④補償問題の責任は韓国政府にあるのか？

《日本は韓国に経済協力金として莫大な金額を支払っています／そのお金を個人補償にほとんど使わなかったのは韓国政府の責任です／また日韓基本条約が結ばれた以上は／もし補償が済んでいないのならば韓国政府に訴えてください》

- ・「請求権および経済協力委員会第一次会議」。
- ・「個人請求権」問題。
- ・「合意議事録」の作成や請求権消滅の実施に伴う日本国内法案の作成。
- ・「独立祝賀金」「経済協力金」「経済協力」。

【いわゆる「在日問題」について】

①在日朝鮮人が日本「を裏切った」というのは本当か？

- ・1952年の平和条約の発効に伴って日本国籍を失った元朝鮮人の軍人・軍属たち。
- ・「戸籍法の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない」という理由で、援護対象から除外。

②朝鮮人はなぜ日本に向かったのか？】

⇒付録「朝鮮人はなぜ海峡を渡ったのか？」を参照。

③在日「強制連行」は創り話か？

- ・「国家総動員法に基づいて朝鮮人労働者が各地へ労務動員させられたこと」、全体の約一四％

④朝鮮人はなぜ解放後も日本に留まったのか？

- ・通貨1000円、荷物250ポンド以上の持ち帰りを禁じた。

⑤在日コリアンが通称名（日本名）を使用することは「虚偽の記載」か？

- ・不動産登記や官公庁の許認可

※「日立就職差別事件」 ⇒ 配布資料を参照

⑥「外国籍のまま他国の政治に参加」するのは不可能なのか？

- ・「帝国国民」。
- ・1952年のサンフランシスコ平和条約発効にともなう通達。
- ・1945年12月に公布された改正選挙法。「戸籍法の適用を受けざる者の選挙権および被選挙権は当分の内これを停止す」という附則。
- ・戸籍法の適用外。
- ・「県レベルでの乗っ取り」
- ・東京都の2004年末における日本全体の外国人登録者数は197万3747人で、総人口の1・55%。
東京都の外国人登録者数は34万5441人であり、人口占有率は2・79%。
- ・34万5441人がすべて20歳以上であると仮定しても、これに、東京都の選挙人名簿登録者1019万882人（2004年9月2日現在）を加えた1053万6323人に占める割合は3・28%。
- ・大阪府の登録外国人の人口比率は2・41%。
- ・外国人は外国人登録法や入管法などの管理下にあり、生活実態のない虚偽申告をすれば1年以下の懲役又は20万円以下の罰金(刑事罰)。
- ・176の市町村と特別区1区、計177の地方自治体の条例において、永住外国人の住民投票資格。

【日本の植民地政策の罪（近代化とは？）】

①植民地の工業化・インフラ整備は民衆生活を向上させたか？

- ・日室財閥による水豊のダムと緋興の肥料工場。
- ・縦貫線の建設。
- ・動力の近代化（電化・ディーゼル化）や信号の自動化などの技術革新。

②植民地支配は近代的な医療・衛生の発展に寄与したのか？

⇒表を参照。

- ・一郡平均一つにも満たない（1920年代朝鮮の府郡島数は合計232）。
- ・低迷する私立病院の開設数。
- ・医師不足。1938年でも医師のいない面（日本の町村に相当）が三分の二。
- ・人口1,000人あたりで見れば、294名利用しているのに対して、朝鮮人は12名程度で、しかも女性は男性の半分程度。

③農業生産力の向上は日本の植民地支配の「功績」なのか？

- ・産米増殖計画 ⇒レジュメ「朝鮮人はなぜ海峡を渡ったのか？」参照。
- ・増収量をはるかに上回る量の米が日本に輸出。

④日本の支配下で朝鮮の人口は急増したのか？

⇒表を参照

- ・1910年から40年までの30年間に朝鮮人人口は約700万人、44%増えただけ。

⑤「慰安婦」問題で日本国家に責任はないのか？

《戦前の日本では売春は合法的な商売として認められていた。》

- ・ 廃娼運動。公娼制度の廃止。

《戦前の日本ではほとんどの場合、「売春」が人身売買と結びついていた。》

- ・ 軍の保護と承認のもとに売春業者が営業。
- ・ 「慰安婦」制度を必要とする軍の意思。

《日本軍による強制連行を示す証拠はただの一件も存在しない。》

⑥近代的な教育の普及は日本の植民地支配の「功績」なのか？

- ・ 朝鮮での義務教育。

- ・ 1930年の時点での初級学校（朝鮮では「普通学校」）就学率は約16%。

- ・ 「国語」としての日本語教育と低度の実業教育への偏向。

- ・ 京城（現在のソウル）に帝国大学の設置。

・ 京城帝国大学の1933年の本科学学生（いまの学部学生に相当）は朝鮮人200名に対して、日本人は407名。約54万人（朝鮮全体人口の2・6%）。

最高高等教育機関では朝鮮人の2倍。

- ・ 初等・中等教育

- ・ 1922年の第二次朝鮮教育令（「国語を常用する者」と「国語を常用せざる者」という基準）

- ・ 普通学校、高等普通学校、女子高等普通学校。

⑦日本は植民地で経済的利益を得ていなかったのか？

- ・ 1911年度以降、年間1000万円から1500万円規模の補充金を本国財政から受ける。

- ・ 総督府財政に占める補充金の比率は5%程度。

⑧「近代法治国家」の成立は日本の植民地支配の「功績」なのか？

- ・ 「近代的悪法」も数多く持ち込まれている。

- ・ 治安維持法の拡大解釈（共産主義運動から独立運動全体まで）。

- ・ 治安維持法⇒（解放後）⇒国家保安法

- ・ 韓国の独裁政権の制度のルーツ。

- ・ 植民地時代の警察の六割が朝鮮人。「親日派」。

⑨植民地期の開発は、戦後の韓国の経済発展に寄与したのか？

[産業構造の違い]

- ・ 輸出志向型の工業化。

- ・ 家電や造船・電子などの産業、化学繊維の登場。

[国際環境の違い]

- ・ アメリカが重要な貿易相手国として登場。

[財閥や国営企業の存在]

- ・ 韓国の三星や現代／韓国の湖南財閥。

- ・ 開発独裁政権の登場。

⑨真の意味での「近代化」とは何か？

⇒付録「朝鮮人は、なぜ海峽を渡ったのか？」を参照。

【韓国併合をめぐる】

①韓国人自身も「韓国併合」を望んだのか？

- ・一進会の「合邦請願書」。連邦制。
- ・日本の植民地支配を回避するための苦心の策
- ・義兵闘争（死者：1万6700余名）

②伊藤博文を安重根が殺害したことで「併合」への動きを加速させたのか？

- ・1909年4月には「併合」に賛成する意向。

【皇民化政策（志願兵制度と創氏改名）は強制ではなかったのか？】

[創氏改名について]

- ・1940年2月から8月までの受け付けられた氏の届け出は、80%。
- ・総督府は各機関を通じて届け出を奨励した。
- ・日本人風の名への変更（改名）は総人口の約10%にとどまった。
- ・洪思翔（ホン・サイク）／朴春琴（パク・チョングム）。

[志願兵制度について]

- ・朝鮮人青年が志願せざるを得ない状況におかれていた。

【竹島＝独島（トクト）の帰属問題について】

(引用文献：『マンガ嫌韓流』のここがデタラメ』半月城氏の論考)

- ・江戸幕府は竹島＝独島をほとんど知らなかった。
- ・1617年、鳥取藩が幕府の質問書に対して「松島・竹島その他、両国への附属する島はない」と回答。
⇒「両国」とは因幡国と伯耆国を指す。
- ・1667年、隠州（隠岐国）の郡代である斉藤豊仙が著した、隠岐島の見聞録である『隠州視聴合紀』
⇒日本の西北は「此州」すなわち「隠州」が限界であると記す。
⇒1953年に、日韓両政府の交渉にて、日本政府は「此州」を「この島」すなわち松島・竹島であると曲解。これに対して韓国政府は「此州」は「隠州：」と解釈すべきであると主張した。
- ・一八七七年（明治一〇年）、政府の最高機関である太政官は「日本海内竹島外一島を版図外とする」との指令を出した。
＜明治政府は、水路部が日本や隣国の沿岸を測量し、近代国家として日本の領域を画定して水路誌を発刊したが、その際に竹島＝独島を「リアンコールト列岩」の名で『日本水路誌』ではなく『朝鮮水路誌』に含めたのである。国境画定機関である水路部が竹島＝独島を朝鮮領と認識していたのは明らかである。＞
- ・1905年、日本政府は竹島＝独島を日本領に編入することを閣議決定する。
⇒＜日本政府は日露戦争の最中である一九〇五年二月、隠岐の商人である中井養三郎から内務・外務・農商務の三省に提出された「リャンコ島領土編入並に貸下願」を認める形で、リャンコ島（竹島＝独島）の奪取を閣議決定した。＞
その際、閣議決定を官報に公示しなかった。わずかに島根県が竹島・独島を新発見地であるかのように装って、島の位置のみを明示し、島根県告示第四十号で「竹島と称し、自今本県所属隠岐島司の所管と定めらる。」とした。
そこには旧島名の記述もなければ、領土編入という言葉すらなかった。領土編入が太政官指令や国際法に反するだけに、内密裡に処理されたようである。＞
＜韓国が編入の事実を知ったのは翌年（1906年）であり、その時点で韓国はすでに日本の保護国にされて外交権を失っており、日本に抗議できる状況になかった。＞
- ・『マンガ嫌韓流』は1952年、サンフランシスコ講和条約では日本領と決まっていたとしている。しかし、当初の講和条約草案では、竹島＝独島は韓国領と明記された。アメリカは途中で日本のロビー活動を受け入れて竹島＝独島を日本領とした。ところが、やがて日本領案の文言も削除され、最終的に講和条約で竹島＝独島は一言半句も記述されず、あいまいなま

まに残されたのである。>

< [その結果]、講和条約の非調印国である韓国は竹島＝独島に対する支配権をそのまま維持することになった。一般に、講和条約において条約の非調印国である第三国の既得権益は侵されないというのが国際法の慣習である。>

・李晩承（イ・スンマン）ライン（＝「平和線」）は、日本が受け入れたGHQのマッカーサーラインをほぼ引き継いだものである。

【文化交流を阻む無理解をめぐって】

- ・剣術・剣道。
- ・日本の剣道が韓国に渡来してすでに100年以上の歳月が流れている。
- ・朝鮮の小中華思想については「自国中心の歴史捏造」。日本の小中華思想は中国に対する自主性の確立と主張する。

【最後に】